

岡山県立西大寺高等学校長
山 本 達 也

令和4年度 岡山県立西大寺高等学校 運動部活動に係る活動方針

1 本校の運動部活動

男子（12部）：陸上競技、卓球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、バドミントン、フェンシング、ハンドボール、空手道、硬式野球、サッカー

女子（10部）：陸上競技、卓球、バレーボール、バスケットボール、ソフトテニス、剣道、バドミントン、フェンシング、ハンドボール、空手道

2 目 標

- (1) 生涯にわたって運動に親しむとともに健康の保持増進と体力の向上に繋がるような運動習慣確立への資質や能力を養う。
- (2) 興味・関心を共有した異年齢集団による活動の中で、自己肯定感や自制心、協調性やコミュニケーション能力、自主性等を育む。

3 部活動の運営について（校内での取り決め事項等）

- (1) 休養日
 - ・学期中は、原則として週当たり2日以上以上の休養日を設ける。（平日は少なくとも1日、週末は少なくとも1日以上を休養日とする。）
 - 試合等により、土日いずれも活動する場合は、あらかじめ当該週又は、次週に振り替え休養日を設けることとする。
 - ・原則、夏季及び冬季休業中の閉庁日は、活動しないこととする。
- (2) 活動時間
 - ・平日は長くとも2時間程度、学校の休業日（学期中の週末を含む）は3時間程度とする。（練習試合、遠征は除く）
 - ・定期考査最終日から大会初日までの期間が1週間以内の場合、活動時間の延長を希望する場合は事前に生徒課へ届け出て許可を得ることとする。（1時間程度の活動を実施する。）
 - ・下校時刻を厳守する。（活動時間を延長した場合、1学期初日から2学期中間考査発表までは、18時30分、その他の期間は18時00分）
- (3) 遠征、合宿等
 - ・遠征や合宿を実施する際は、1週間前までに、校長へ合宿・県外遠征許可願を提出する。
- (4) 大会参加
 - ・大会参加は、高体連主催大会への参加を原則とするが、その他の団体が主催する大会への参加については、事前に校長の許可を得ることとする。

4 その他

- (1) 体罰・ハラスメント等の根絶を図るための取組
 - ・顧問は、生徒の成長をサポートするために、やる気を引き出すようなコーチングに努めるとともに、いかなる理由があっても、体罰・ハラスメント等は、決して許されないものであるとの認識を持ち、学校全体で体罰・ハラスメント等のない指導を徹底する。
 - ・4月：部活動に係る体罰・ハラスメント等の根絶に関する校内研修を実施する。
- (2) 部活動顧問会議
 - ・年度始め、随時、顧問会議を実施し、共通理解を図ることとする。
 - ・定期的に部長会、部活動集会等を開催し、目標の共通化を図り、活動の活性化につなげる。
- (3) 部費の取扱
 - ・部費等取扱いについては公費に準ずる（学校徴収金マニュアルに基づく）こととし、適切に管理する。
 - ・決算報告については、校長に提出し、保護者に報告する。
- (4) その他
 - ・運動部顧問は、年間活動計画（活動日、休養日及び参加予定大会日程等）並びに毎月の活動計画及び活動実績（活動日時・場所、休養日及び大会参加日等）を作成し、校長に提出する。
 - ・顧問は、活動日誌等を活用し、日々の活動状況等を把握すると共に、生徒理解に努める。また、保護者に部活動通信等で活動計画・報告を行い、部活動への理解と協力を得ることができるよう努める。
 - ・規律違反等、好ましくない状況が合った場合は、職員会議等で討議の上、一定期間活動を停止させることがある。